

本号の主要記事

○第70回全国大会

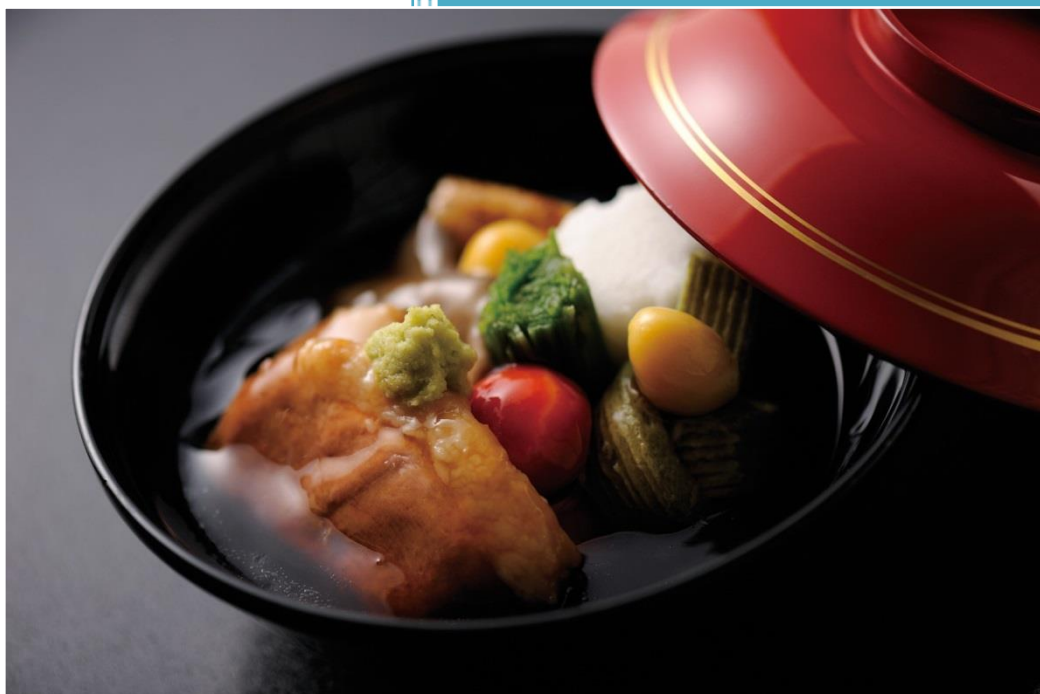
- ・文部科学省講話
- ・大会アンケート集計

○支部大会報告

○本部活動報告

2017

協会ニュース 199号



治部煮

写真提供：石川県観光連盟

平成29年11月1日発行

全国公立高等学校事務職員協会

<http://zenjikyو.jimdo.com/>

事務局：茨城県立並木中等教育学校

電話：029-851-1346

住所：茨城県つくば市並木4-5-1

「最近の教育行政の動向について」

文部科学省初等中等教育局参事官付参事官補佐 校務改善専門官 梅崎 聖



1. 「次世代の学校・地域」の創生と学校指導体制の整備について

「次世代の学校・地域」創生プラン

次世代とはどういうことかという、グローバル化やICT化が進んでいて変化が激しく、なかなか未来の予測ができないという状況にあります。例えば、今の子どもたちの65%は大学卒業後に今はまだ存在していないような職業に就くとか、今後10年から20年で約47%の仕事が自動化されてしまう可能性があると言われていています。その中には、私も含め事務的な仕事も入っていて、我々もできるだけ創造的な仕事をしていかなければなりません。

それから、少子化や高齢化というもので生産年齢人口（働いている人の数）がどんどん減っていくというのもあります。

また、学校現場に目を向けると、複雑化・困難化しているという課題があり、例えば通級指導の子ど

もたちが増えているとか、不登校の子どもも増えています。就学支援、就学援助などを受ける子どもも増えている大変な時代だから、子どもたちには困難を乗り越えるような力を身につけさせなければいけないということであり、新たな課題に対して知識を生かしながら自分で考えて課題に向けて行動していく、そして、付加価値を創造する人材が求められているということです。

これは子どもだけに求められているわけではなくて、我々、事務を担当するような者にもそういう力が求められているということであり、努力をしていかなければなりません。

法律の改正内容を少し説明させていただきます。

教育公務員特例法の一部を改正する法律

趣旨を見ると、大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増えているという中で教育課程・授業方法の改革への対応を図る必要があります。今は、ちょうど真ん中くらいの世代の先生が少なく、これから退職される先生や若手の方が多いという状況です。これに対応するために、校長や教員の資質向上に関する指標を全国的に整備していこうというわけです。

文部科学大臣がまず指針を定め、これに基づいて、教育委員会が、関係する大学と連携・協議して指標の策定が進められています。

それから、もう1つ。資料には書いてないですが、大学の教育課程をもう一度認定していこうという動

きがあり、来年度に、教育課程を持つすべての大学を対象に再課程認定が行われることが予定されています。今は各大学が教育課程を編成するにあたって参考となる指針（コアカリキュラム）の策定や再課程認定の説明会というものを、文部科学省で行っています。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

概要の趣旨に書いてありますが、学校の指導運営体制を充実して、地域との連携・協働を含めた学校への改善を図るということを目的にして進められたものです。

公立小中学校中心の話ですが、教職員定数の標準化、基礎定数化というものが今回、10年ぶりに行われました。

通級による指導という部分がこれまでは加配定数といって、毎年の需要に応じて定員が定められてきたのですが法律の改正によって、今年度から10年をかけて、子どもの必要人数に応じて先生を配置していくという人定数化が定められました。

それから、いろいろな改正がこの中で行われましたが、今回、非常に事務職員にとって大事な改正が行われました。資料には載っていないのですが、平成27年12月のチーム学校というものが中央教育審議会の答申の中でどういう背景があったのか。まず1つ目に関して、教頭の業務を改善していくことが不可欠だということであり、教頭と事務職員との間で業務の連携・分担を進める必要があるということです。

2つ目ですが、教頭や教員が行っている管理的業務、事務的業務に関して、事務職員がさらに役割を担うことも効果的と考えられるということであり、学校事務体制を充実することが必要ということです。

3つ目ですが、これを受けて事務職員の職務は事務に従事すると規定されていますが、学校の事務が複雑化・多様化していることに伴って、事務職員がより権限と責任をもって学校の事務を処理することが期待されています。その改善方策として、今回、学校教育法に書かれている、事務職員が事務に従事するという規定を見直し、それによって事務職員が総務・財務等の専門を生かして学校運営に関わる職員であることを法令上明確化されました。

参考で書かれていますが、従来から教諭は教育をつかさどると書かれてあり、今回、事務職員の規定も「つかさどる」に改正されたということであり、これは教諭と同格になったということです。「つかさどる」というのは、一定のまとまりをもった業務について自分の担当事項として主体的に担うということが求められています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

今回もう1つ事務の共同実施という大きな改正があり、チーム学校を進めていくために共同実施を行い、学校の事務を効率化して、事務職員が副校長、教頭等の補佐を行うことにより、教頭等が人材育成や専門スタッフの調整等の業務により注力できるようにしていくことが重要ということが1つ目です。

2つ目は、共同実施組織は先輩から後輩への指導、事務職員の連携・協働の場として機能することによ

って、人材育成の場としての効果が期待できるという事です。

こういうものを受けた改善方策として、事務の共同実施組織について法令上明確にされました。イメージは、複数の学校があって、その中の1つの学校に週1度とか何週間に1度とか集まって共同実施を行うことであり、例えば、教材・教具等の備品購入や、教職員の給与処理などの事務をするということが想定されました。

特別支援学校については、小中学校に比べて規模が大きいの業務量も多く、基本的には学校に事務職員が複数配置された事務室があるというのが通常ですが、一方で、学校の配置状況や規模によっては共同学校事務室を設置する場合があります。

今回の事務職員の職務の規定と、共同実施が法改正で盛り込まれたわけですが、これによる事務職員に対する期待は非常に大きいということです。事務の共同実施によって効率化を図り、そこで少し余裕ができた部分を学校管理職のサポートや、地域連携、コミュニティ・スクールという場での活躍を増やすことが期待されています。事務職員は唯一の行政職ということであり、教員とは違う立場から、先生の勤務負担軽減にもつなげることが期待されているということであり、それは先生方の集まりの中ではなくて事務職員にしかできない、起こせない変化だということであると思うので、是非いろいろな場で活躍、一歩踏み出すことを検討いただければと思っています。

コミュニティ・スクールの仕組み

コミュニティ・スクールと呼んでいますが、実際には学校運営協議会というものが法律上定められて

いて、教育委員会が学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと呼んでいるわけですが、高校や特別支援学校においても大事な改正が行われました。

まず、学校運営協議会とはどういうものかというものです。教育委員会が学校ごとに設置するものであり、保護者の代表であったり、地域住民、それから地域学校協働活動推進員などがメンバーに入っていて、ここに校長が入って学校の状況を説明するということがあります。

主な役割は3つあり、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することで、校長がどう学校を運営していくか示して、承認していただくというのがマストです。2つ目は、学校運営についてコミュニティ・スクールの委員が教育委員会や校長に意見を述べることができます。3つ目は、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べることができます。1つ目以外は任意ですが、要は、学校に保護者、地域、それから学校をサポートしていただけるような方に入ってもらい、学校がどういう目標に向かって子どもたちを育てているかという、方針を共有して、子どもたちのために学校は何ができるか、保護者は何ができるか、地域は何ができるかを考える仕組みです。これまでは任意の設置ということであり、教育委員会が状況に応じて学校を指定して、この学校には協議会を設置しようということで進められてきましたが、今回、法律の改正があり、いろいろな学校の課題が複雑化・困難化しているということもあって、是非、地域の方にも学校に入ってもらい、地域と共にある学校を目指していこうということであり、運営協議会の設置が努力義務化になりました。

学校運営協議会は今まで学校運営に関して協議をするという役割でしたが、今の学校の状況を考えると、いろいろな方の支援・協力が必要だということがあり、学校運営に必要な支援というのも協議の対象にしていこうということです。そういう状況に持っていくために、協議会は協議の結果に関して情報を地域住民等に提供するように努めるという改正も行われています。

この協議会の委員について、今まで教育委員会が任命することになっていて、校長がその委員にどういう方に入っていたかとか、話をしながら進められてきたわけですが、それを法律にきちんと位置付けたということであり、委員の任命にあたり、校長が意見の申し出をできるようになりました。

それから、学校運営協議会設置になかなか各学校が踏み込めなかった理由としては、教職員の任用に関する意見を言うことができるという、学校運営協議会の主な役割の一つですが、先生の任用に関していろいろな意見が地域の方、保護者から出るのは、大変ではないかということです。これについては、実際、既に設置されているところを見てみると、あまり具体的な話は出てこずに運用されて急に終わったということが大半でしたが、ここが少し学校運営協議会設置のハードルになっているので、教職員の任用に関する意見の対象については、教育委員会規則でその範囲を定めることができると改正しました。

最後に、複数の学校で1つの協議会を設置することができるようになりました。学校ごとに学校運営協議会を設置するとしていたわけですが、これを、例えば小中一貫教育が行われていて小中学校が共同して教育などを進めている場合には、中学校と小学

校をまとめて運営協議会を設置することができるようにしました。

協議会の在り方の見直しに関する検討規定については、今後5年を目途に運営協議会がどれくらい設置されているかという状況を見て、それに応じて今後の方針などを決めていくということが想定されています。

今回、この努力義務化ですが、協議会の設置に努めるものとすると言われたわけですが、これを受けて何もしなくていいかということ、そうではなくて、何か取り組みを始めなければいけないとなっているので、5年後の見直しに向けて取り組んでいけるかというのがポイントです。これはすべての公立学校、高校・特別支援学校も含む学校が対象になっています。

コミュニティ・スクールの導入状況

コミュニティ・スクールの導入状況（学校数）は、今年の4月1日現在で3600校設置されています。大半が小中学校であり、高校や特別支援学校というのは全国でも64校とか21校という数になっている状況です。また、地図を見ていただくと、この地図はそれぞれ学校運営協議会を設置している学校の割合ということで、濃いほど学校運営協議会を設置していますが、これも非常に地域によってムラがあり、取り組み状況に遅い早いがあります。

中央教育審議会の答申が出たのが、平成27年の12月であり、コミュニティ・スクールを置くことを努力義務化することになったわけですが、それからの導入状況の伸びようは、今までにはなかったということで、検討されているところについては取り組みが進んできています。

次にコミュニティ・スクールの導入状況（学校設置者数）ですが、都道府県の中でどれくらいの学校設置者がコミュニティ・スクールを導入しているかということで、色が濃いほどよく設置されています。これも伸びに注目していただければと思います。今までよりも急激に取り組みが進んできているということであり、この4月から努力義務化が行われたということなので、今後さらに取り組みが加速していくことが考えられます。

コミュニティ・スクールの導入というものですが、何が学校にとってメリットになるかとか、どんな事務が発生するかです。まずは地域の方や学校運営協議会の委員の方とやり取りをする機会が増えるということであり、メリットとしては、学校の状況を知っていただき、学校のやりたいことをいろいろサポートしてもらうということになると思います。現状、学校の窓口は教頭、副校長や教員が中心になっているのですが、一部で事務職員が対応されているというところもあり、先ほどの事務職員の職務規定の見直しや努力義務化の動きがあるので、コミュニティ・スクールの導入のためにどういうことができるか具体的に検討いただければと考えています。

コミュニティ・スクールの導入は進んでいるのか？

資料では時点が平成28年4月になってしまっていますが、高校や特別支援学校についてはまだ導入の件数が少ないということです。

熊本県については、昨年4月の熊本地震を受けて、地震が起こった時に地域の方たちと学校側で避難所運営が非常に円滑にできたという小学校の取り組みなどを見つつ、平時からいろいろな事態に備えて地

域との連携を進めなければいけないということがあり、平成29年4月に一気に県立学校についてはコミュニティ・スクールを導入しようということを検討されて、実際に実施されました。

一方で、なぜ高校や特別支援学校で今までコミュニティ・スクールの導入が進んでこなかったか状況を我々なりに分析すると、地域という定義が高校や特別支援学校ではどういうところになるのが難しいということなのです。これは神奈川県の高校の例ですが、学区というものがなくて、県全体で高校であればどこにでも行けるという状況ですが、ここでは学校の特色を生かして、各学校がどういうことをやっていきたいかを考えて、その内容によって、自分たちの地域とか、どういう方々に入っていただくのかというのを考えています。Aとして、学校が特色を生かして地域住民と何ができるか、Bとして、地域の方も学校を舞台として自分たちがどう活躍できるのか、それからCとしては、高校生が社会、地域に出ていってどういうことができるのか、ということそれぞれの学校が考えて、自分たちの地域とか、入っていただく委員を想定して取り組みが進んでいるという例です。

特別支援学校における「地域」をどのように捉えたらよいか？

山口県の総合支援学校の例ですが、通学が広範囲にわたるので、地域をどうとらえるかというところであり、ここでは普段やり取りがある近隣の小中学校区というのを地域ととらえてコミュニティ・スクールを進めようとしています。

次に京都市の例で、学校が所在する地域というのは、小学校区をひとつ地域ととらえ、2つ目として、

子どもが実際に住んでいる場所を地域ととらえて、そこの小学校区と一緒にどういことができるのかを考え、そういうものをひとつの地域ととらえて取り組みが進められている例です。

このようにいろいろな取り組みがあり、我々もこういう事例を集めて今後、さらに皆さんに提供できればと思っています。

2. 学習指導要領の改訂について

学習指導要領改訂は10年ごとに行われていることであり、今年の3月に幼稚園、小学校、中学校の指導要領改訂がされました。今年度は高校の改訂を予定していて、平成34年度から年次進行によって実施していくということです。

学校指導要領改訂の背景

冒頭、話を既にしておりますが、人工知能の進化から人間が活躍できる職業がなくなるのではないかといった可能性や、急激な社会的な変化が進む中で子どもたちが予測不可能な未来社会を生きていかなければならないということで、この中で自主的に生きて社会形成に参画するための資質・能力を一層確立していく必要があるということであり、そういう考え方が書かれています。

これからの教育課程の理念

今回の改訂のポイントのひとつとして、社会に開かれた教育課程というものがあります。これは、先ほどのコミュニティ・スクールの話とも重なってきますが、子どもたちにどのような資質・能力を育んでいくかといった目標を学校と社会が共有して、学校、地域、社会が連携しながら教育を実現していく

ということです。こういう実現をしていくだけの仕組みとしては、先ほどのコミュニティ・スクールのようなものがよいと思っています。

学校指導要領改訂の方向性

子どもたちが何のために学ぶかといった、学習の意義を共有して、授業の創意工夫や、教科書等の教材の改善を引き出していけるように、すべての教科等でその内容について、①知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力、③学びに向かう力・人間性、この3つの柱で学習指導要領の内容を整理して、主体的、対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)の実現に向けた授業改善を行うということを示しているものです。

3. 教育再生実行会議について

参考までですが、今回は学校、家庭、地域の役割分担とし教育力の向上についてということがテーマになっています。この中では、例えば、地域の教育力というところで、社会総がかりでの教育の実現に向けてコミュニティ・スクールの導入促進をやっていくことが大事だということです。

また、学校の教育力の向上のために教師の働き方の改革が必要だということが教育再生実行会議の提言で言われています。日本の教師は教育指導、生徒指導、部活動指導等一体的に幅広い業務を担っています。その一方で、もう学校教育の現場は限界に来ているということであり、チーム学校の実現や、学校部活動改革、学校事務の効率化等を通じた教師の負担軽減ということが求められています。

実際にホームページでこういう提言など本文も見られるわけですが、ここには、事務の共同実施、事

務の共同実施による学校の事務の効率化ということがさらっと書かれていますが、本文にはこの話とセットで、効率化だけではなくて、配置の充実や研修等を通じた質の向上が大事だということです。

4. 学校における働き方改革について

教員勤務実態調査(平成28年度)集計【速報値】

～勤務時間の時系列変化～

この4月に10年ぶりに教員勤務実態調査を公立小中学校の先生を対象にして行ったということですが、10年前の時には高校も対象となっています。その時の状況を見ると、小中学校がだいたい40時間くらい1カ月に時間外勤務があったわけで、高校も同じような状況がありました。今回の調査では対象になっていないのですが、中学校などでもかなり部活動などで時間外勤務が増えているということがあるので、高校も似たような状況なのかなと思っています。

～1週間当たりの学内総勤務時間数の分布～

学内総勤務時間数は小学校でも1週間あたり60から65時間未満の者が多いと書かれていますが、計算してみると1週間で40時間が通常の勤務時間とすると、だいたい20から25時間が時間外勤務になるわけです。これが月で計算すると、掛ける4になるので80時間ということです。これは厚生労働省の基準で健康障害が高まる時間外勤務時数となっているので、かなり小学校・中学校の先生ともに過酷な状況があります。

資料は、それぞれの業務ごとにどれくらいの時間が10年前と比べて増えているか示されたものですが、中学校を見ると、土日の部活動時間がかかなり増えています。

教員の勤務時間の国際比較

資料は、中学校の先生の1週間あたりの勤務時間ということであり、これはOECDの調査ですが、ほかの国と比べてもかなり勤務時間が日本は長いというデータです。特徴としては、課外活動(部活動)が、ほかの国に比べると長いということです。

学校現場における業務改善のためのガイドライン(平成27年7月)

これは5つの柱を示して改善の方向性を書いているものです。

2つ目の項目には、教員と事務職員等の役割分担とあり、標準職務の明確化であるとか共同実施を進めていくということです。

4つ目の項目ですが、地域との協働も大事なということです。

ホームページには事例集なども付けてあり、先進的な取り組みをしている自治体の例などを示していますので、これは別に小中学校だけではなくて高校でも参考にできると考えております。

学校現場における業務の適正化に向けて 次世代の学校指導体制にふさわしい教職 員の在り方と業務改善のためのタスクフ ォース報告（概要）

1つ目は、職務内容を明確化しましょうとか、学校徴収金への管理業務から先生方を解放しましょうということです。

2つ目は、部活動の話です。負担を大胆に減らそうということであり、この中の取り組みを見ると、現在、スポーツ庁で有識者会議を立ち上げて検討しておりますが、ガイドラインを作ると書いてあります。中体連等の大会規定の見直しですが、これは先生じゃなくても大会の引率ができるようにということであり、スポーツ庁から高体連にも見直しをしてほしいという話をしています。

学校現場における業務改善加速事業

これは今年度から私のいる部署でやっている事業ですが、都道府県と市区町村などが連携をして業務改善の取り組みを進めていただくということです。委託費であり、この中では別に小中学校だけが対象ではなくて、高校の取り組みも進めていただいております。

業務改善アドバイザーリーボードというのがありますが、文部科学省で20人くらいアドバイザーを民間の方や大学の先生、先進自治体の方などを指名して、教育委員会からの要望に応じて学校現場や、教育委員会に何か業務改善の方針などを作る時にアドバイスをする仕組みを今年度から始めています。

部活動指導員の概要

これは部活の指導員であり、学校教育法の施行規則を改正して、こういうものを位置付けました。先ほどの大会規定の見直しも関係して、こういう取り組みも進めています。

教育委員会における学校の業務改善のた めの取組状況調査（平成29年度）の結果 【概要】

それぞれの教育委員会が所管の学校に対してどういう取り組みをやっているかを聞いた概要です。例えば、教育委員会が連携体制をとっているかですが、要は、業務改善というのは一つの部署だけではできなくて、人事もあれば、部活動の話もあれば、学校教育の話もあればということなので、これが連携取れていますかという質問です。基本的にはこれを見ると、都道府県の取り組みは進んでいます。

次に、部活動に関して休養日の基準を設定しているか聞いたところ、おおむね設定をしています。

5番目のところで、調査文書の負担も大きいとあるので、学校への調査文書等に関する事務負担軽減に関する取り組みも聞いています。

最後のところですが、勤務実態調査を踏まえて、かなり深刻な実態というのが明らかになったということであり、中央教育審議会に諮問を行っています。中央教育審議会に特別部会を設置してそこで、議論を進めていますが、諮問のポイントの1つ目は、学校がどう業務を担うべきかであり、学校が何をやるかというのを明らかにすること。2つ目は、学校の中で教職員それから専門スタッフがどう業務を持って役割分担をしていくかということ。それから3つ

目は、学校の中の組織をどうしていくかとか勤務の在り方について聞いているものです。

タイムスケジュールとしては、年末までに緊急対策をまとめるということになっており、今年を目途に緊急対策を取りまとめていこうとしている動きがあります。

「5. 服務規律の確保について」は飛ばさせていただきます。

6. 特別支援教育の推進について

特別支援教育の対象の概念図（義務教育段階）

特別支援学校や特別支援学級、それから通級指導を受ける子どもたちが増えてきています。特別支援教育の課題としては、障害による特別な支援を必要とする子どもへの就学期から学齢期、そして社会参加まで、教育、保健、医療、福祉、労働など関係部局が連携して、一貫した切れ目のない支援を行うことが求められているということであり、こういうテーマで予算を作っています。

高等学校における通級による指導の制度化の概要

小中学校は通級による指導というのは制度化されていますが、高校においても同様のニーズが高まっているということであり、平成28年12月に省令や告示改正をして、平成30年度から高校でも通級による指導ができるように制度改正が行われました。円滑な運用開始に向けて今後、教材準備や施設整備などについても検討が進められる必要があります。

7. 高校教育改革について

1つ目は、高大接続ということであり、高校の教育、入試、大学の教育、こういうものをどううまく接続していくかという話です。ここに関しては最近の話として、高等学校基礎学力テスト（仮称）という話があり、どう学力を確認するかというものです。

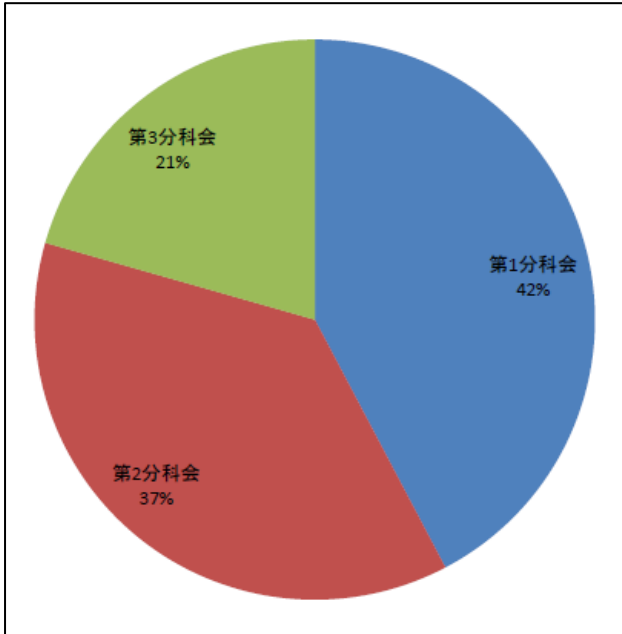
有識者の検討・準備グループで、検討を進めて今年の3月に論点整理をされたということであり、その実施の方向性ということで、これまでは「基礎学力テスト」と呼んでいたものを「学びの基礎診断」というふうに変える。あとは、国が一定の要件を示して民間の試験等を認定するスキームを創設するということが書いてある。これらに向けて今取り組みが進んできています。

私の説明は以上ですが、今年は創立70周年を迎えられたということであり、この節目になる年に事務職員の職務規定の見直しや、コミュニティ・スクールや制度改正で学校と地域が今後、連携体制を強化していくということ、教員の働き方改革などが課題になっていて、チーム学校の推進が求められているということがあります。つまり、皆さんに対する期待というのは非常に高まっているということで、今回この場でいろいろな成果を持ち帰っていただいで、ますますご活躍いただければと思います。

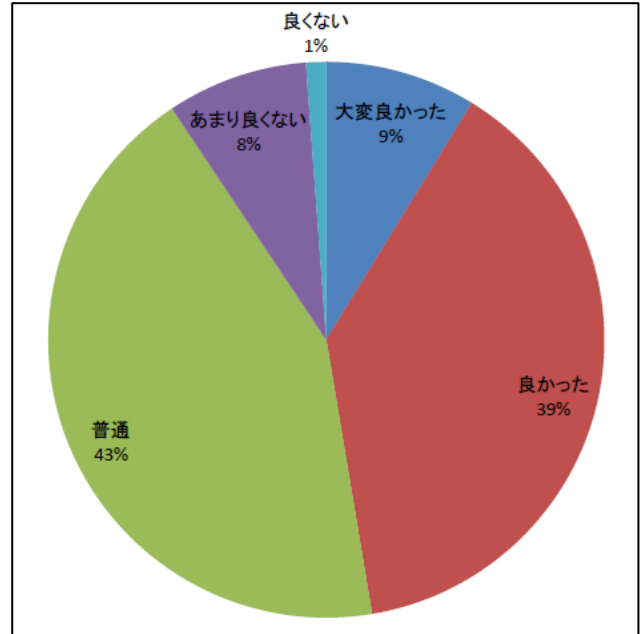
石川大会アンケート集計結果

アンケート集計を抜粋して報告いたします。(分科会参加者 630 人／回答率 28%)

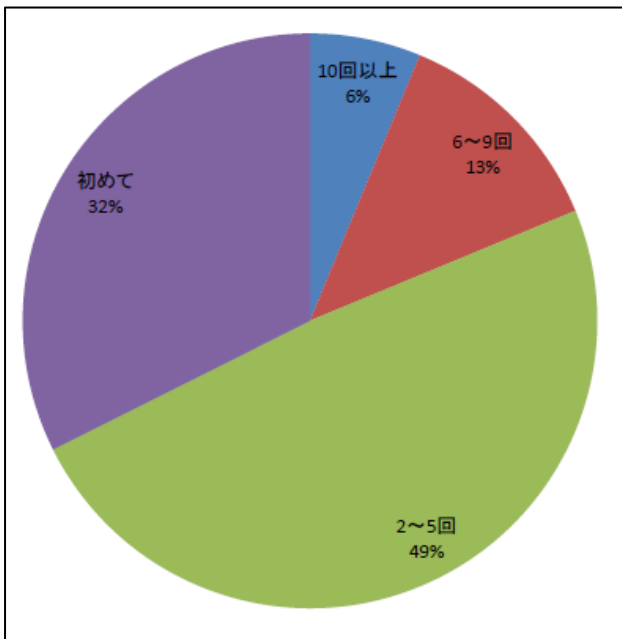
参加分科会名



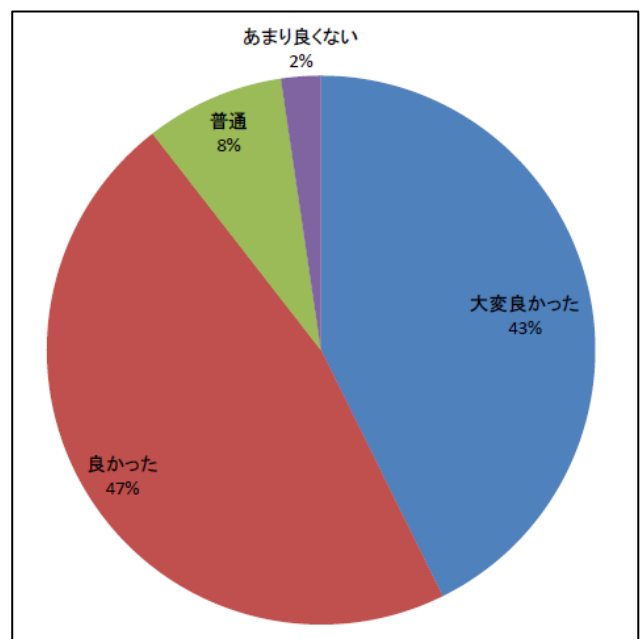
文部科学省講話



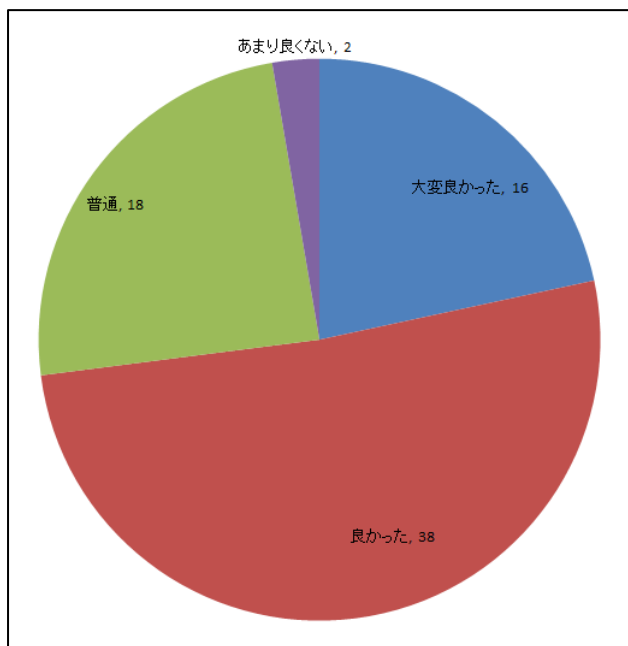
参加回数



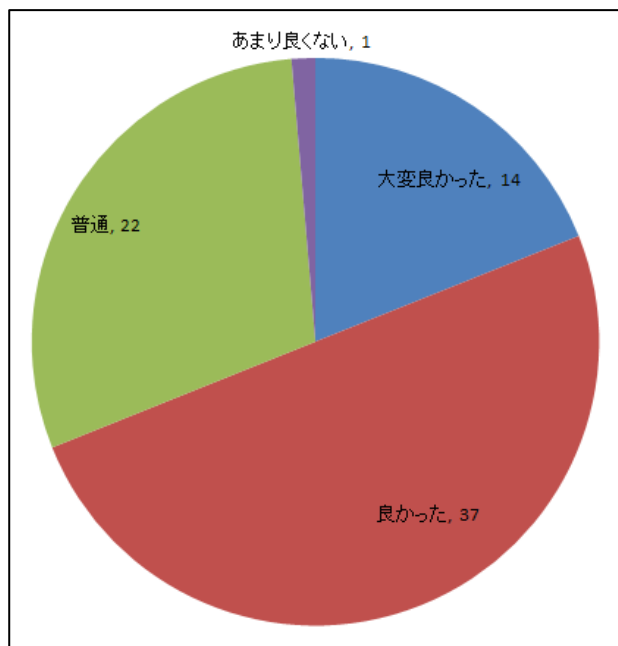
全体会（記念講演）



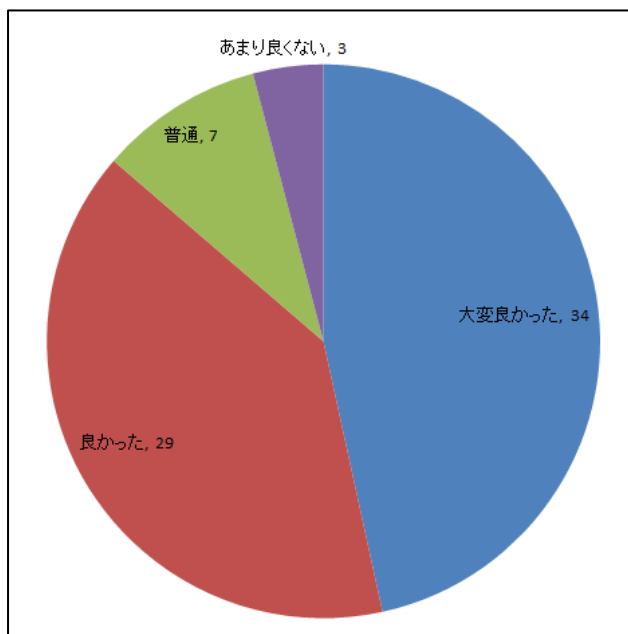
研究発表 1 - 1 : 歳出事務における予算管理の手法



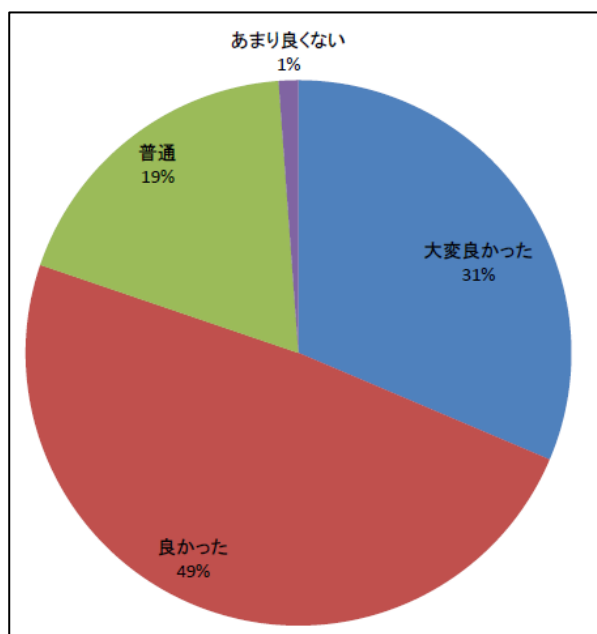
研究発表 1 - 3 : 知事部局からの異動者向け事務スケジュールについて



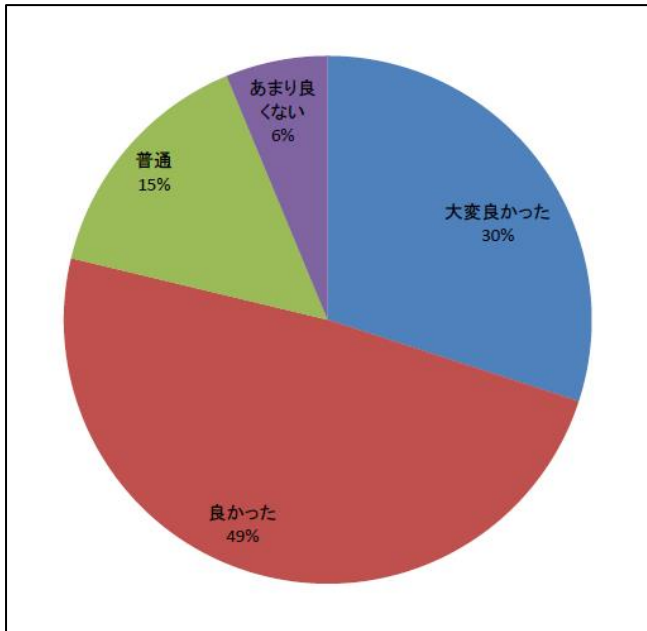
研究発表 1 - 2 : 20XX 年、上司がいない



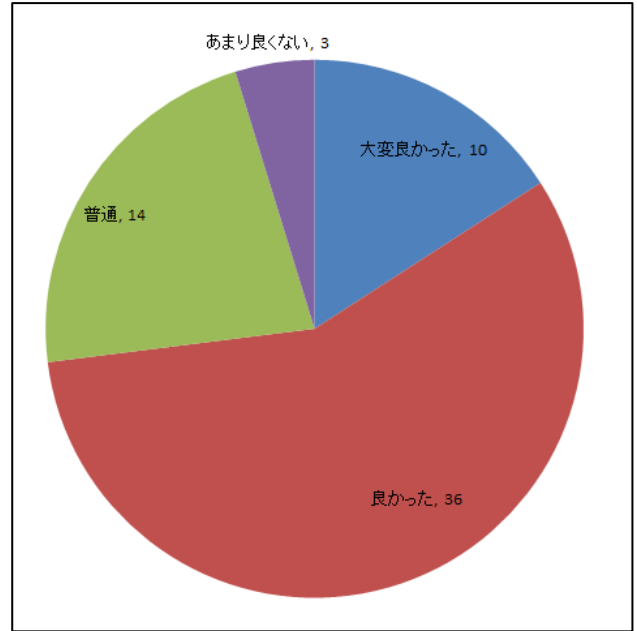
基調講演 1 : 「学校事務の現状について」



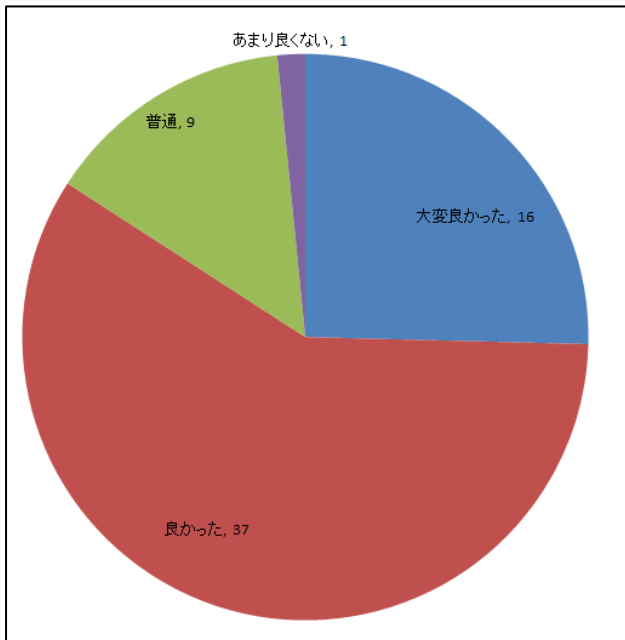
ディスカッション1：「チームとしての学校」における事務職員の役割



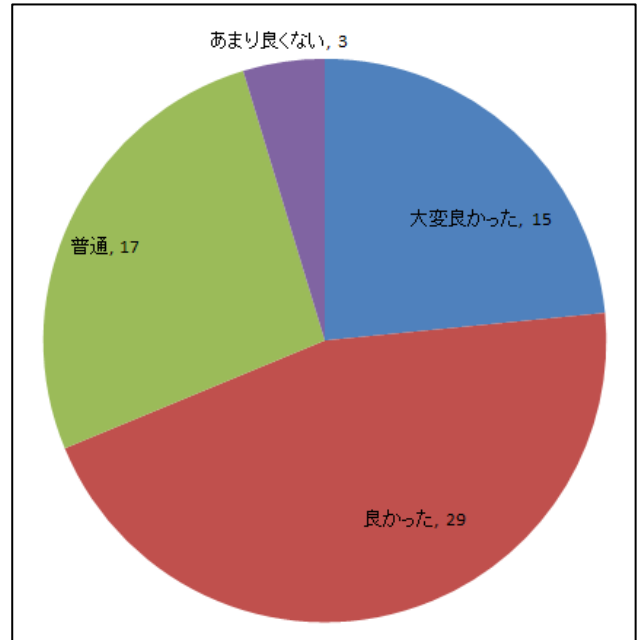
研究発表2-2：ALT事務の実情と実務について



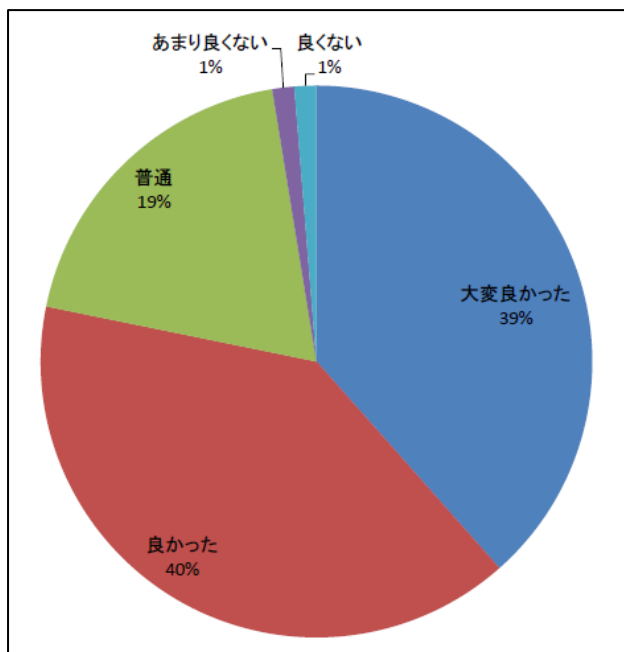
研究発表2-1：個人情報を含む文書の作成・発送業務に関する取組を踏まえて



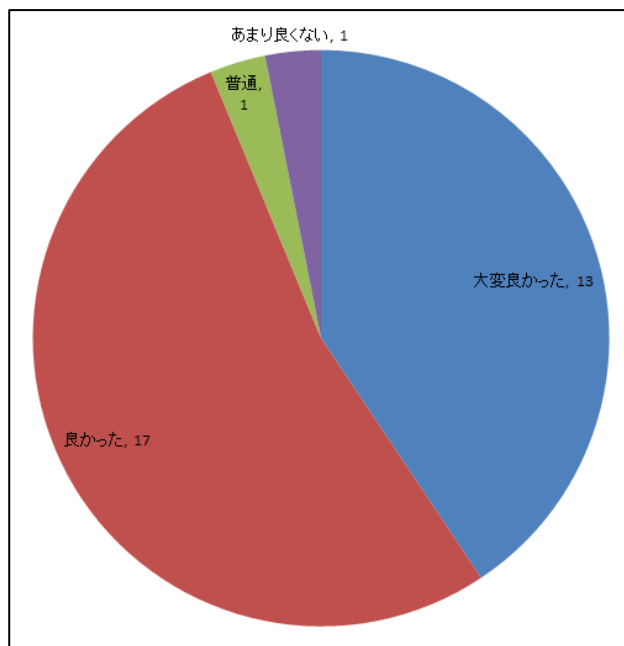
研究発表2-3：就学支援金・奨学給付金 T. E. X. T.



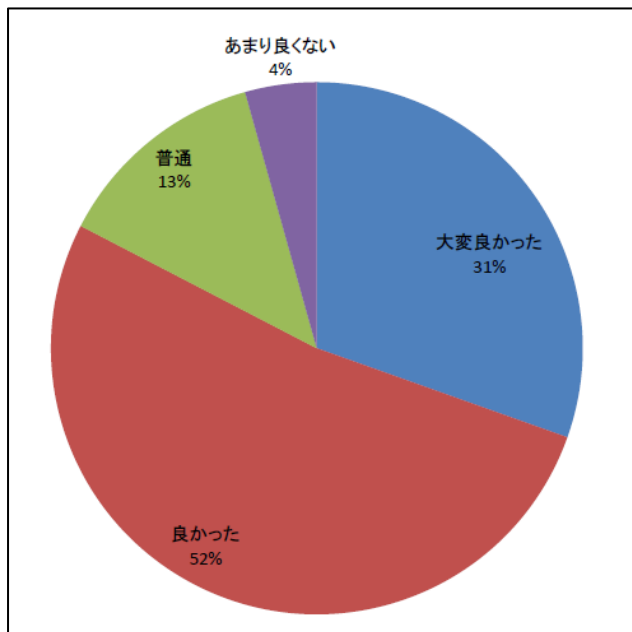
基調講演 2 : 「自己能力の開発・活用」



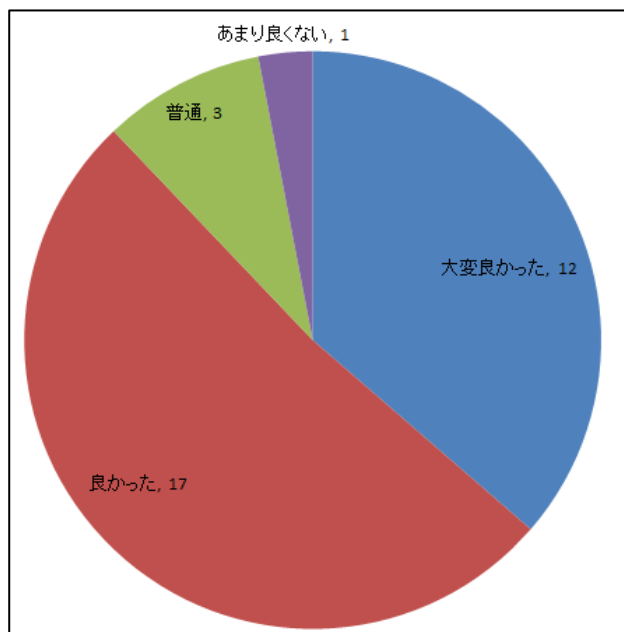
研究発表 3 - 1 : 台風から学校を守ろう



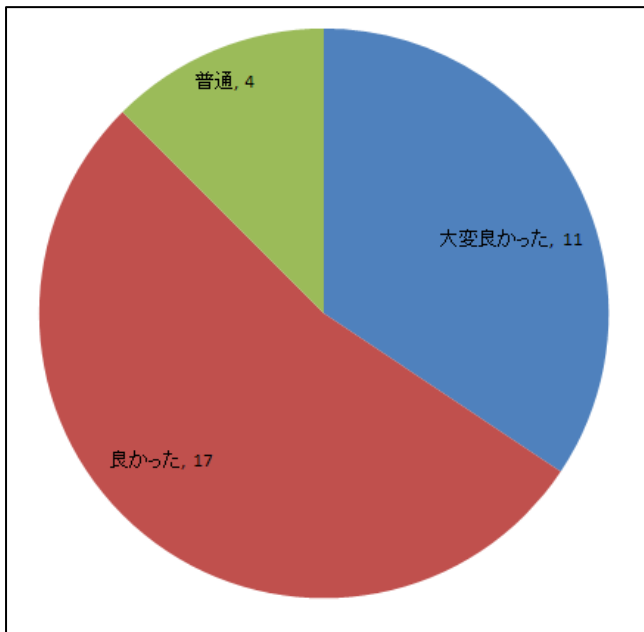
ディスカッション 2 : 「職場を活性化させる自己能力の開発、活用」



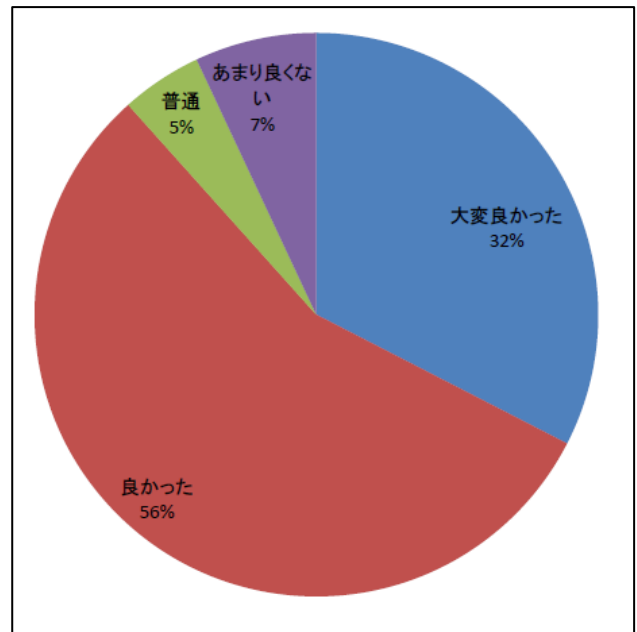
研究発表 3 - 2 : 「教育委員会通知等DB」の構築について



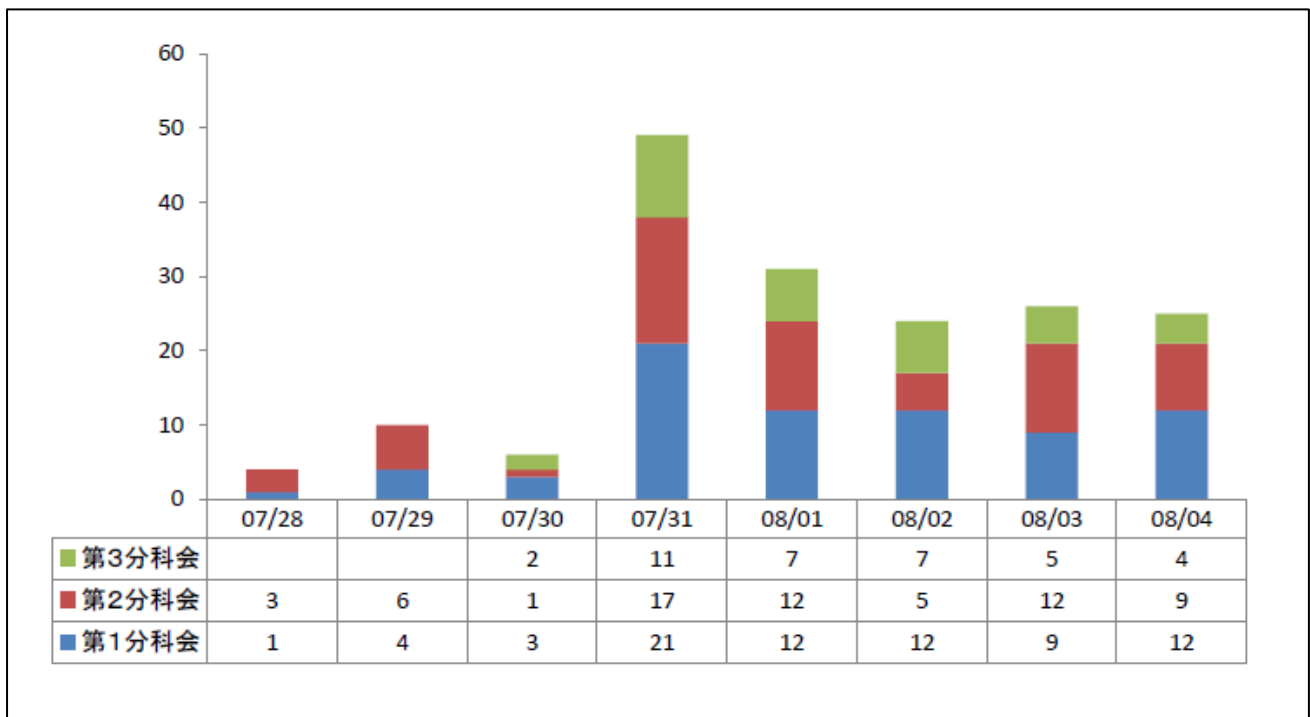
研究発表 3-3 : 災害発生時における事務職員の初期対応について



ケース・スタディ 3 : 「災害時における事務職員の役割について」



Webアンケートの状況



石川大会アンケート記述部分（抜粋）

<文部科学省講話>

- ・教育行政の動向について普段から知りたいと思いつながらも、なかなか時間をとることができていない状況であったので、文部科学省の方から直接お話を聞くことができ大変ためになった。
- ・最近では珍しく質疑の時間があって良かった。

<全体会>

- ・つらい経験がありながらも人との出会いと感謝を振り返り、時には笑いも交えて自らの考えを語った辻口氏の講演は、その経験に裏打ちされた強い意志と姿勢を終始感じさせるものでした。また、「先人たちが築いた文化を知ることによって自分はどのように生きるかを考えることが重要、学校事務職員として自分の仕事に誇りをもって責任をもって子どもたちに接することこそ、将来を変える力になる」という言葉に、改めて学校事務職員という重みを感じました。

<分科会>

○研究発表

- ・全国大会にくると各都道府県の現状がわかり、公立高校間の抱える問題も全く異なるものもあることに驚かされます。特に、最近では新規採用の事務職員ばかりで研修を研究テーマに取り上げた兵庫県の実況が、本市の実況とは真逆（本市は事務職員高齢化）で驚きました。
- ・どの県の発表者も落ち着いてわかりやすく、丁寧簡潔に内容もまとめられ聞きやすく理解できた。

○基調講演・パネルディスカッション

- ・第1分科会の基調講演は、事務職員を中心としたお話で、事務職員の立場が軽んじられていると言う、負の部分にもきちんと目を向けてくださっているところが良かったです。
- ・第2分科会は、まさに自分が抱えている問題に合致した基調講演、そしてパネリストの方たちからの話を聞くことができ良かったです。今後、自分がどうするべきか、何が問題なのか、あらためて考えることができました。

○班別討議

- ・第3分科会に出席させていただきケーススタディ・アクティブラーニングを初めて体験した。それぞれ個々の意見が付箋紙にかかれ、そのまとめなど共同作業をしていくうちに短期間でグループ内が一つにまとまり最後の発表までたどりつくことを体験し事務職員の意識の高さがうかがえた。

<大会全体>

- ・受付がバーコード読み取り等 ICT 化されており良かったと思います。会場も駅前ということで移動も便利でした。
- ・前日に大雨による被害があったとのことでしたが、そのようなことを感じさせない素晴らしい大会だったと思います。

<その他>

- ・会場側の方は運営お疲れ様でした。スムーズな運営の影で大変な苦勞があったことと思います。旅費もかかるのでこれまでなかなか出席できなかったのですが、参加して得るものも多く思い切って申込みをして正解だったと思います。

支部大会報告

北海道支部大会

会場 ホテルライフオーブ札幌（札幌市）

期日 平成 29 年 8 月 3 日（木）～

平成 29 年 8 月 4 日（金）

講演 「南極観測隊というチーム」

講師 南極料理人 西村 淳 氏

分科会

○第 1 分科会

高等学校授業料・特別支援教育就学奨励費を中心とした年度当初の事務処理について（胆振支部）

○第 2 分科会

学校事務職員 1 年目虎の巻～学校事務職員 1 年目のあなたへ～（留萌支部）

○第 3 分科会

「修学旅行関係事務について～教職員連携によるシームレスな事務処理に関する考察～」（特別支援）

○第 4 分科会

平成 28 年度教職員中央研修事務職員研修を受講して～新しい教育の風を感じてみませんか？～（本部枠・つくば研修）

○第 5 分科会

北海道札幌伏見支援学校開校物語～私が開校準備で得たもの～（本部枠・事務局長）

○第 6 分科会

やる気ボタンはどこにある？～やる気を起こす方法について～（宗谷支部）

○第 7 分科会

アンガーマネジメント～「怒り」の感情への向き合い方～（十勝支部）

○第 8 分科会

無料グループウェアを使ったコミュニケーションに関する考察（本部枠・研究部理事）

○第 9 分科会

（初任層向け実務研修）「“直すこと”を考えてみる」～物品修繕や少額工事などを、他の分掌も交えて楽し

くやさしく勉強してみましよう～（本部枠・研究部理事）

○第 10 分科会

ねんきん定期便の見方～年金アドバイザーが年金の増やし方教えます～（本部枠・個人）

研究発表

① 「これが欲しかった！」～パソコンソフトの活用法旅費編～（上川支部）

② ストレスについて～アンケート実施によるストレスの傾向と対策、メンタルヘルス不調を防ぐには～（渡島・檜山支部）

③ 「支援室業務の検証について」及び「今後の事務室の役割・位置づけについて」（網走支部）

70 回記念大会講演

講演 「落語で感じること」

講師 ときどき落語家 月の輪 熊 八 氏

東北支部大会

会場 仙台ガーデンパレス（仙台市）

期日 平成 29 年 6 月 8 日（木）～

平成 29 年 6 月 9 日（金）

講演 『日本一愛される球団になるために』

講師 （株）楽天野球団

代表取締役社長 立花陽三 氏

研究発表

① 『若手目線の業務改善』～私たちの思うところ～（秋田県）

② 「学校事務の『見える化』の先へ」～マインドマップ方式を活用した出生に係る事務手続き～（岩手県）

研究協議

○協議題 『教育の改革と発展をめざして』

～学校経営事務の充実～

【テーマ】 リーダーシップとコミュニケーション

関東支部大会

会場 エテルナ高崎（高崎市）
期日 平成 29 年 6 月 16 日（金）
講演 「夢を叶える方程式～タカラジェンヌから老舗
企業の 6 代目に～」
講師 赤城フーズ（株） 常任取締役
元タカラジェンヌ 遠山昌子 氏

分科会

- 第 1 分科会 「行政・財産に関する研究」
- ① 就学支援金事務の賃金職員雇用について（埼玉県）
 - ② はじめての授業料（茨城県）
 - ③ A L T マニュアルの作成（群馬県）
- 第 2 分科会 「事務改善・環境に関する研究」
- ① 学校事務の接遇について（茨城県）
 - ② 賢く使おう SNS！（千葉県）
 - ③ 就学支援金等ハンドブック（埼玉県）

東海支部大会

会場 刈谷市総合文化センター（刈谷市）
期日 平成 29 年 6 月 30 日（金）
講演 『次世代環境車の今と未来』
講師 トヨタ自動車(株)EV事業企画室
室長 豊島 浩二 氏

研究発表

- ① 学校に勤務する教職員の多忙化解消に向けた取り組み（静岡県）
- ② 個人情報を含む文書の作成・発送事務に関する取組を踏まえて～正確な事務処理と事務効率化の両立を目指す～（三重県）

北信越支部大会

会場 パレブラン高志会館（富山市）
期日 平成 29 年 10 月 19 日（木）～
平成 29 年 10 月 20 日（金）
講演 「富山のさかな - 北アルプスの溪流から日本

海の深海まで -」

講師 魚津水族館 館長 稲村 修 氏

研究発表及び全国大会報告

- ① 就学支援金 ～事務処理の効率化について～
（石川県）
- ② 第 70 回全国公立高等学校事務職員研究大会報告
（石川県）

近畿支部大会

会場 ピアザ淡海（大津市）
期日 平成 29 年 6 月 22 日（木）
講演 彦根藩井伊家の歴史
講師 彦根市教育委員会歴史民俗資料室
室長 井伊 岳夫 氏

研究発表

- ① 20XX 年、上司がいない～今、増加する若手が引き継ぐべきこと～（兵庫県）
- ② 「学校施設の管理マニュアル」作成の検討について（奈良県）

課題研究

- ① 様々な変化に対応していくため、個々のスキルを高めるための実務研修を基本として、業務改善の可能性の模索や学校経営参画の意識向上等に努めていくのはもちろんのこと、「チーム学校」構想に対応して、学校事務職員の果たすべき役割も再構築していくことも大きな課題である。（京都府）
- ② ゴミの現状について／文書処理事務について（京都市）
- ③ 学校事務職員協会の活性化について（奈良県）
- ④ 教職員人事・給与システムの導入について（大阪市）
- ⑤ 県立学校環境応援プロジェクトについて（兵庫県）

中国支部大会

会場 ピュアリティまきび（岡山市）
期日 平成 29 年 10 月 19 日（木）～
平成 29 年 10 月 20 日（金）
講演 「竹久夢二とふるさと岡山」
講師 （公財）両備文化振興財団 夢二郷土美術館
館長代理 小嶋ひろみ 氏

研究協議

- 第 1 分科会「働き方改革」
パネルディスカッション形式
- 第 2 分科会「避難所 HUG を通して考える」
グループ討議形式
- 第 3 分科会「改善と効率化」
ワールドカフェ方式

研究発表

- ① 【重要】個人情報の取り扱いについて
学校における個人情報流出事故防止のため、事務室
でできること（鳥取県）
- ② 事務の効率化に向けて、学校間の情報共有
（山口県）
- ③ 通知集の作成について ～E x c e l と D V D を
活用～（鳥取県）
- ④ スクールガーデナーズ ～ん？今事務職員のおシ
ゴトは大忙しですよ！！～（岡山県）

四国支部大会

会場 にぎたつ会館（松山市）
期日 平成 29 年 6 月 29 日（木）～
平成 29 年 6 月 30 日（金）

総会・研究大会

- 研究発表
 - ① 災害発生時における事務職員の初期対応につい
て（徳島県）
 - ② 危機察知能力向上講座っ！～「起こるかも」を起
こさないために～（愛媛県）
- 班別討議

- ① 「チーム学校」～求められる事務職員とは～
「チーム学校」を実現するため求められる役割を
見直し、諸問題や実情について討議する。
- ② 「ICTの導入と活用について」
ICT機器の教育効果や、導入時における配慮す
べき点などについて討議する。
- ③ 「魅力ある学校づくり」
学校の魅力発信は、学校全体で取り組むべき内容
です。そこで事務職員としてどのようなことがで
きるのか討議する。

九州支部大会

会場 アルカス佐世保（佐世保市）
期日 平成 29 年 6 月 8 日（木）～
平成 29 年 6 月 9 日（金）
講演 「夢持ち続け日々精進」
講師 （株）A a n d L i v e
代表取締役 高田 明 氏

全体会 「実務及び事務改善に関すること」

- ① めざせ！安心・安全な学校～みんなで取り組む学校
の保守管理～（大分県）
- ② 県立学校の避難所としての備え 近年の災害の実
体験を参考として（熊本県）
- ③ 佐賀県の採用一元化について 採用一元化をより
良いものにしていくために（佐賀県）
- ④ ワークライフバランス 意識を変える（福岡県）

本部活動報告

●常任理事会（東京・小山台会館）

- 7/ 7 石川大会について
8/25 石川大会の反省、事務職員研修会ほか
9/29 石川大会優秀論文、山口大会運営について
10/13 全国理事会、山口大会分科会運営ほか

●全国理事会（石川・ANA クラウンプラザホテル金沢）

- 7/26 全国理事会、定期総会議案書について

●各支部大会役員派遣

- 6/ 8～ 9 東北支部
8/ 3～ 4 北海道支部
10/19～20 北信越支部、中国支部

●本部常任理事異動

退任（10/31 付）

副会長 太田秀男（千葉県立袖ヶ浦特別支援学校）

就任（9/1 付）

研究部 田中敬子（千葉県立千葉南高等学校）

研究部 石田早苗（茨城県立竜ヶ崎第二高等学校）

内部異動（9/1 付）

総務副部長 小林雄彦（前総務部）

会計部 齋藤春美（前研究部）

研究部長 秋谷京子（前研究副部長）

研究副部長 本田弘二（前研究部）

広報副部長 川島 武（前広報部）

編集後記

次号「協会ニュース」では第2回全国理事会、事務職員研修会等を報告します。

○全国協会 HP アドレス

<http://zenjikyو. jimdo. com/>

検索名は、「全国公立」または「全国公立高等学校事務職員協会」で可能です。

○「協会ニュース」についてのお問い合わせ

ご連絡は次の広報部編集担当まで

・群馬県立太田女子高等学校／菊地

TEL : 0276-22-6651

FAX : 0276-22-4701

mail : kiku-ta@pref. gunma. lg. jp

・東京都立松原高等学校／橋村

TEL : 03-3303-5381

FAX : 03-3304-3062

mail : Ikumi_Hashimura@member. metro. tokyo. jp

・千葉県立松戸特別支援学校／川島

TEL : 047-388-2128

FAX : 047-388-4781

mail : t. kwshm10@pref. chiba. lg. jp